

単位の分割について

(平成26年10月23日 教務委員会決定)

通年授業の単位分割について

年度途中で休学のうえ留学するとき、下記の条件を満たす場合に限り、特例として、通年の授業でも半期ずつの単位(本来の単位数の半分)が認められる(2015年度より)。

① 単位分割が認められる場合:

a. その外国の正規の学校制度による大学・大学院又は、それらに相当すると認められている音楽院の課程に在学する場合。

b. 外国において特定の教育機関に在学せず、教師に個人的に師事する場合で、音楽の実技の指導を受けることが確実に証明でき、かつ当該科(専攻)部会によって教育上有効と認められた場合。

② 休学の開始、及び復学の時期:

半期授業の所要出席数を十分に満たすことのできる時期であること。

③ 当該科目の担当教員より、前期の合格相当の成績評価を得られること。

④ 休学願提出時に必要な書類:

a. 受け入れ機関が発行する受け入れ証明書。留学期間や資格等を明記したもの。

b. 受け入れ教師による受け入れ証明書。留学期間等を明記したもの。

c. 留学による休学に伴う通年授業の単位分割申請書。

⑤ 復学願提出時に必要な書類:

a. その教育機関に在学していたことを証明する資料: 在学証明書、成績証明書、学生証、成績表(票)、履修票(指導教員の受講サインがあるもの)等。場合によっては授業納入済証等でよい。

学位を取得したり、卒業・修了の資格を取得している必要はない。

b. その教師に実質的に師事したことを証明する資料: 教師が作成した指導内容、成果、評価等に関する証明書(指導教師のサインがあるもの)。

・資料原本は、教務係においてコピーを取った上、返却する。

c. 復学に伴う通年授業の単位分割申請書。

⑥ 復学後の注意事項:

上記授業が修了要件授業である場合、後期では同じ授業科目の後半期を履修しなければならない。

ただし、もしそれが開設されていない場合には、それに相当する授業の後半期を履修しなければならない。